

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成22年9月24日(2010.9.24)

【公開番号】特開2008-242889(P2008-242889A)

【公開日】平成20年10月9日(2008.10.9)

【年通号数】公開・登録公報2008-040

【出願番号】特願2007-83530(P2007-83530)

【国際特許分類】

G 06 F 21/20 (2006.01)

G 09 C 1/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 15/00 3 3 0 B

G 09 C 1/00 6 4 0 E

G 06 F 15/00 3 3 0 D

G 06 F 15/00 3 3 0 C

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月6日(2010.7.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

端末装置より、その端末装置の機器識別情報を用いて行なわれるその端末装置についての認証の要求を受信する認証要求受信部と、

前記認証の要求に応じて前記端末装置についての認証を行なう端末装置認証部と、

端末装置の機器識別情報に、その端末装置を利用することができる複数の利用者の利用者識別情報を関連付けて保持する機器利用者関連保持部と、

端末装置の機器識別情報に関連付けられている利用者識別情報の集合である利用者識別情報集合を生成する利用者識別情報集合取得部と、

端末装置認証部での認証の結果を前記端末装置に返信する認証結果返信部と、

前記返信に応じて前記端末装置にて入力された利用者識別情報を用い、前記利用者識別情報集合に基づいて利用者についての認証をする利用者認証部と、

を有する管理ゲートウェイサーバ。

【請求項2】

前記利用者識別情報集合取得部は、前記端末装置認証部での認証の結果が肯定的であった場合に前記利用者識別情報集合を取得する請求項1に記載の管理ゲートウェイサーバ。

【請求項3】

前記機器利用者関連保持部は、複数の端末装置の機器識別情報と複数の利用者の利用者情報を関連付けて保持する請求項1に記載の管理ゲートウェイサーバ。

【請求項4】

前記認証結果返信部は、前記利用者識別情報集合取得部で取得した利用者識別情報集合を返信する請求項1に記載の管理ゲートウェイサーバ。

【請求項5】

端末装置に対して自身がリンク情報を提供するサイトのコンテンツの識別情報を含むブックマーク情報を、利用者識別情報ごとに管理するブックマーク管理部と、

利用者認証部により認証された利用者識別情報ごとに前記ブックマーク情報を、前記認

証に応じて利用可能とするブックマーク情報提供部と、
を有する請求項 1 に記載の管理ゲートウェイサーバ。

【請求項 6】

端末装置からアクセスが可能なサイトが提供するコンテンツのうち、端末装置からの利用を制限するコンテンツの識別情報を利用者識別情報ごとに保持する利用制限情報保持部と、

利用者認証部により認証された利用者識別情報ごとに前記コンテンツを、前記認証に応じて利用不可とする通信制御部と、
を有する請求項 1 に記載の管理ゲートウェイサーバ。

【請求項 7】

利用者識別情報集合取得部にて取得された利用者識別情報集合における各利用者識別情報相互の決済権原と決済義務の関係を示す情報である関係情報を保持する決済関係情報保持部と、

利用者識別情報と、前記保持されている関係情報とに基づいて決済情報を確定するための決済確定部と、
を有する請求項 1 に記載の管理ゲートウェイサーバ。

【請求項 8】

前記利用者認証部は、認証処理において端末装置の機器識別情報が利用者識別情報に関連付けられていない他の端末装置である新端末装置の機器識別情報であるかを判断する判断手段を有し、

判断手段での判断結果が関連付けられていない他の端末装置の機器識別情報であるとの判断結果である場合には、その利用者識別情報と関連付けられている端末装置に対して新端末装置から受信されるべきパスワードを示す情報であるパスワード情報を送信するパスワード送信部と、

前記新端末装置より、パスワードを受信するパスワード受信部と、
受信されたパスワードが受信されるべきパスワードと適合するかどうかを確認するパスワード確認部と、

パスワード確認部で適合が確認された場合、新端末装置に、その利用者識別情報を含む利用者識別情報を関連付けて機器利用者関連保持部にその関連付を保持させる新規関連付記録部と、
を有する請求項 1 に記載の管理ゲートウェイサーバ。

【請求項 9】

利用者からの退会通知を受信する退会通知受信部と、
機器利用者関連保持部にて退会通知受信部で退会通知が受信された利用者識別情報と関連付けられていた端末装置の機器識別情報との関連付けを削除する機器利用者関連修正部と、
を有する請求項 1 に記載の管理ゲートウェイサーバ。

【請求項 10】

複数の端末装置と、前記端末装置にてコンテンツを利用するための管理ゲートウェイサーバとからなるコンテンツ利用システムの動作方法であって、
前記管理ゲートウェイサーバにおいて、

端末装置より、その端末装置の機器識別情報を用いて行なわれるその端末装置についての認証の要求を受信する認証要求受信ステップと、
前記認証の要求に応じて前記端末装置についての認証を行なう端末装置認証ステップと、

端末装置の機器識別情報に関連付けられている利用者識別情報の集合である利用者識別情報集合を生成する利用者識別情報集合取得ステップと、

端末装置認証ステップでの認証の結果を前記端末装置に返信する認証結果返信ステップと、
前記返信に応じて前記端末装置にて入力された利用者識別情報を用い、前記利用者識別

情報集合に基づいて利用者についての認証をする利用者認証ステップと、
を実行し、

前記端末装置において、

自身の機器識別情報を用いて行なわれる自身についての認証を要求する認証要求送信ステップと、

前記認証の結果を受信する端末装置認証結果受信ステップと、

利用者識別情報を入力する利用者識別情報入力ステップと、

入力された利用者識別情報を用いた利用者についての認証を要求する利用者識別情報認証要求送信ステップと、

を有するコンテンツ利用システムの動作方法。

【請求項 11】

コンテンツを利用するため管理ゲートウェイサーバに接続する端末装置であって、

前記端末装置の識別情報である機器識別情報を用いて行なわれる自身についての認証を要求する認証要求送信部と、

前記認証の結果、およびその端末装置を利用することができる複数の利用者の利用者識別情報の集合である利用者識別情報集合を受信する端末装置認証結果受信部と、

利用者の識別情報である利用者識別情報を入力する利用者識別情報入力部と、

入力された前記利用者識別情報を用いた利用者についての認証を要求する利用者識別情報認証要求送信部と、

を有する端末装置。